



# いかにして内部留保を社会に還元させるのか

～富を再分配する税制の提言～



東京大学名誉教授

だいち さとし  
醍醐 聰

## 第二次安倍政権下で激増した内部留保

企業の内部留保（利益剰余金）が右肩上がりで増加し続けていることは広く知られているが、富の社会的再分配という視点から、企業の他の経営指標と対比する形で、推移を確かめたのが図表1である。

本稿を執筆する時点では、『法人企業統計調査』の最新版は2018年度第3四半期分（2018年10～12月）であるが、時系列統計の四半期版は年次版と比べ、調査対象が少ないので、ここでは法人企業の経営状況の全体像を表す年次版の時系列数値を使うことにした。そのため、最新のデータは2017年度である。

これを見ると、第2次安倍政権が発足した2012年末当時から2018年3月期までの6年間に経常利益は急上昇（1.8倍）したが、従業員給与（1.02倍）も従業員数（1.03倍）も横ばいである。

では利益の増加に見合って増えたキャッシュフローはどう活用されたのかというと、設備（有形

固定資産）はほとんど変化してない。その一方で、現金預金（金融・保険業を除く）が59兆円（1.36倍）増加したということは有効な投資先が乏しい現実を物語っている。

つまり、企業の定常的な収益力を示す経常利益が急上昇したにもかかわらず、従業員給与にはほとんど分配されず、増えた資金の一部は配当に回され、残りは年々内部留保されて、利益剰余金（留保利益）が1.6倍に積みあがったのである。

さらに、利益剰余金が積みあがった大きな要因として、法人税率の引き下げがある。図表1を見ると、個別企業ごとではなく、全法人の集計データであるため厳密さに欠けるが、税引前当期純利益が右肩上がりに増加し、2017年度には2010年度比で2.34倍となっているが、税引後当期純利益は3.19倍に急伸している。そのわけは図表1からも明らかのように、この間、法人実効税率が39.54%から29.74%まで、ほぼ10%引き下げられ、法人税・住民税等が1.28倍にとどまったからである。その結果、法人税負担率（税引前当期純利益に対する法人税・住民税等の割合）は44.2%から24.1%へと急減している。

以上は企業会計ベースのデータであるが、これ

図表1 全産業(金融・保険業を含む)の経営指標の推移(年次)―全規模―

単位:億円

年 度	現金預金	有形固定資産	従業員給与	経常利益	税引前 当期純利益	法人税、 住民税等	税引後 当期純利益	配当金	利益剰余金	従業員数	税負担率	法人 実効税率
2011/3	1,649,539 (100)	4,870,046 (100)	1,324,563 (100)	507,745 (100)	395,897 (100)	174,956 (100)	220,942 (100)	126,177 (100)	3,256,900 (100)	4,192万人 (100)	44.2%	39.54%
2012/3	1,629,002 (98.8)	4,838,545 (99.4)	1,360,622 (102.7)	540,268 (106.4)	437,684 (110.6)	209,022 (119.5)	228,662 (103.5)	144,973 (114.9)	3,155,550 (96.9)	4,257 (101.6)	47.8	37.00%
2013/3	1,683,240 (102.0)	4,519,014 (92.8)	1,342,188 (101.3)	592,233 (116.6)	489,982 (123.8)	184,284 (105.3)	305,697 (138.4)	173,310 (137.4)	3,420,126 (105.0)	4,226 (100.8)	37.6	37.00%
2014/3	1,744,416 (105.8)	4,744,351 (97.4)	1,305,216 (98.5)	727,280 (143.2)	682,700 (172.4)	225,361 (128.8)	457,339 (207.0)	181,172 (143.6)	3,726,264 (114.4)	4,141 (98.8)	33.0	34.62%
2015/3	1,858,638 (112.7)	4,756,157 (97.7)	1,333,371 (100.7)	785,794 (154.8)	729,439 (184.2)	231,275 (132.2)	498,164 (225.5)	211,744 (167.8)	4,031,997 (123.8)	4,179 (99.7)	31.7	32.11%
2016/3	1,999,634 (121.2)	4,771,947 (98.0)	1,350,122 (101.9)	808,963 (159.3)	721,116 (182.1)	220,802 (126.2)	500,314 (226.4)	263,916 (209.2)	4,292,157 (131.8)	4,193 (100.0)	30.6	29.97%
2017/3	2,109,590 (127.9)	4,755,120 (97.6)	1,371,076 (103.5)	866,016 (170.6)	784,418 (198.1)	205,617 (117.5)	578,801 (262.0)	241,720 (191.6)	4,606,122 (141.4)	4,255 (101.5)	26.2	29.97%
2018/3	2,219,695 (134.6)	4,896,932 (100.6)	1,385,898 (104.6)	962,764 (189.6)	927,547 (234.3)	223,642 (127.8)	703,905 (318.6)	282,727 (224.1)	5,074,454 (155.8)	4,366 (104.2)	24.1	29.74%

(注) 1. 「法人企業統計調査」の年次時系列調査。  
 2. 四半期時系列データは、本稿執筆時点で2018年10-12月期まで公表されているが、集計対象が年次より少なく、時系列比較が不可能なため、ここでは表示を見合わせた。  
 3. 「現金預金」は金融・保険業を除く金額。「従業員数」は期中平均。  
 4. 「法人税、住民税等」は事業税を含み、法人税等調整額を加減した後の金額。「税負担率」は法人税・住民税等/税引前当期純利益。「法人実効税率」は標準税率による。  
 5. ( ) 内は2011年3月期を100とした時の指数。

図表2 法人の益金処分の内訳の推移

単位：億円

年 度	支払配当	法人税額	その他社外流出	社内留保	計
2010	80,055 (100.0)	84,105 (100.0)	46,289 (100.0)	171,563 (100.0)	382,013 (100.0)
2011	88,588 (110.7)	86,504 (102.9)	47,520 (102.7)	183,021 (106.7)	405,633 (106.2)
2012	125,647 (157.0)	89,308 (106.2)	62,473 (135.0)	271,569 (158.3)	548,996 (143.7)
2013	152,488 (190.5)	101,119 (120.2)	70,141 (151.5)	338,458 (197.3)	662,206 (173.3)
2014	168,611 (210.6)	102,096 (121.4)	72,710 (157.1)	372,809 (217.3)	719,955 (188.5)
2015	219,459 (274.1)	105,011 (124.9)	83,315 (180.0)	346,419 (201.9)	759,187 (198.7)
2016	212,924 (266.0)	104,672 (124.5)	79,047 (170.8)	419,273 (244.4)	821,337 (215.0)

と税務統計ベースのデータを突き合わせて検討しておきたい。

図表2は国税庁がまとめた法人の益金処分の内訳を時系列で表したものである。これを見ると、2010年度から2016年度にかけて合計（おおむね課税所得に該当すると考えられる）の伸び（2.15倍）以上に支払配当が増えている（2.66倍）。それでも社内留保が2.44倍も増えているのは累次の法人税率を引き下げて法人税の支払いに充てる課税所得が1.25倍の伸びにとどまったからである。

このように見てくると、企業の内部留保（利益剰余金）が膨れ上がった主な要因は、大きく2つに分解できる。

第1は、税引前利益要因。具体的には労働分配の抑制による経常利益の増加である。なお、これと併せて企業の社会保険料負担の抑制も税引前利益を押し上げ、内部留保の原資を底上げする要因として働いている。これらについては、後ほど、詳しく検討する。

第2は、税率要因。累次の法人税率の引き下げによる税引後利益の押し上げである。

- (注) 1. 国税庁「会社標本調査—調査結果報告—税務統計からみた法人企業の実態」各年度版に、所収の「第4表 益金処分の内訳」より作成。  
 2. ここでの法人は利益計上法人の合計。  
 3. 「その他社外流出」とは益金処分の対象となる当期分の道府県民税額、市町村民税額のほか、交際費等・寄附金・役員給与の損金不算入額、使途不明金、加算金等。  
 4. 社内留保は加減額の純計。  
 5. ( )内は2010年度を100とした時の指数。

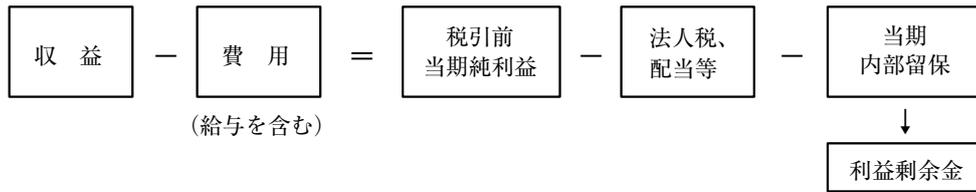


### 留保利益の賃上げ活用論の誤解

では、いかにして内部留保を社会に還元させるのかとなった時、これまでは内部留保を賃上げに活用すべきという議論が多かった。しかし、会計学を専攻してきた者から言うと、この議論には基礎的な誤解がある。いまさらと思われるかもしれないが、従業員給与と留保利益（利益留保）の関係は図表3のとおりである。

ここで、利益剰余金の一部を取り崩して、賃上げに充てることを指して留保利益の「活用」と呼ぶのだとしたら、賃上げはその期の収益を原資として支払われるのであり、既存の利益剰余金が減るわけではないから、留保利益が活用されるわけではない。賃上げが留保利益の活用と言えるの

図表3 企業の利益のフロー



は、賃上げによって当期純利益がマイナスとなる（利益剰余金の一部が取り崩され、賃上げの原資に使われる）場合であるが、通常、こうした状況は想定できない。

したがって、「留保利益を活用して賃上げに回せ」という主張は企業会計の基本的な仕組みに照らして誤解である。賃上げと留保利益の関係は、賃上げをした分だけ税引前当期純利益が減少し、留保利益の増加を抑制するということ（フローの面での効果）であり、それによって既存の留保利益は増えも減りもしない（ストックの面での無効化）。

では、本稿のタイトルにあるように、富を再分配する税制という観点から、留保利益を社会に還元する方法として考えられるのは「留保利益税」の創設である。逆に言うと、これ以外に留保利益を社会に還元する方法は見当たらないというのが筆者の見解である。

「留保利益税」といってもいくつかのバリエーションが考えられるが、基本は各企業の留保利益残高に一定の税率を乗じて課税する税制である。やや専門技術的な説明になるが、簿記会計の処理で表すとすると、次のような仕訳になると考えられる。

①留保利益税の債務が確定したとき、

(利益剰余金) × ×  
(未払留保利益税) × ×

②留保利益税を納付したとき、

(未払留保利益税) × ×  
(現金預金) × ×

ここで、①の仕訳の借方に「利益剰余金」が記入されるのは、留保利益税債務の確定によって留保利益（利益剰余金）が減少することを意味す

る。そして、企業会計の財務諸表体系の連携でいうと、①の仕訳は「連結株主持分計算書」の中の「利益剰余金」の列に利益剰余金のマイナス項目として「未払留保利益税」を記載することを意味する。つまり、このような簿記会計の記録によって、留保利益税が企業にため込まれた留保利益の一部を、課税を通して国庫に還元し、国の一般財源に組み入れて社会に再配分するまでの経路が示されるのである。

### 留保利益を外形標準課税に組み入れて地方財源を押し上げる構想

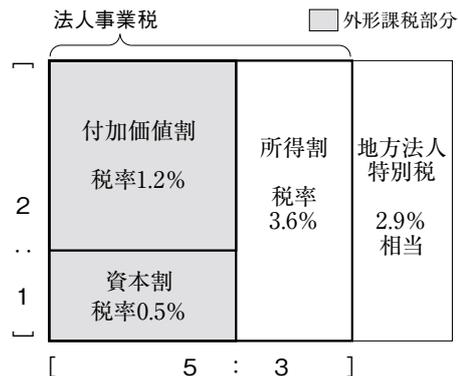
ただ、ここで断っておきたいのは「留保利益税」は企業にため込まれた留保利益を社会に還元し、再配分する「直接的な」活用策ではあるが、それが唯一の活用策と言い切れるわけではないということである。

確かに、「留保利益税」は、留保利益の一部を取り崩して、企業外のセクターに再配分する方法という意味では、「直接的な」活用策であるが、同じく税制を通じた活用策として別の「間接的な」活用方法も考えられる。

具体的に言うと、現在、図表4で示したように、法人事業税（地方税）の課税標準の一部として採用されている「資本割」に「利益剰余金」を追加するという構想である。現行の「資本割」は法人税法に規定する資本金等の額または連結個別資本金等の額に所定の税率を乗じて算出されるが、ここでの「資本金等の額」は株主から払い込まれた資本金、株式払込剰余金を指し、留保利益にあたる利益剰余金は含まれていない。

そもそも、外形標準課税（付加価値割と資本

図表4 法人事業税・地方法人特別税の仕組み  
[2016年度以降]



(注)1. 総務省「地方法人課税関係資料」より作成。  
2. 「地方特別税」は2019年9月末で廃止され、10月以降、「特別法人事業税」が新設される予定。

割)は、赤字法人も地方行政サービスの恩恵を受けている以上、相応の法人事業税を負担すべきという応益原則と、所得割のみでは税源が東京都など大都市部の自治体に偏在するので、それを緩和する意味から均等割を加味すべきという議論によって、2004年度から法人事業税に組み込まれたものである。

しかし、外形標準課税そのものを支持する論者の中でも、資本金等の額によって外形標準課税の適用対象法人を限定するのは法人事業税の性格を不明確なままにするといった指摘がある。さらに、そもそも論として、税負担は応能原則によるのが日本国憲法の採る原理であり、地方法人課税であるからといって応益性を求める根拠は乏しいとする見解もある<sup>(注1)</sup>。

確かに、「資本割」だからといって、自己資本の一部である利益剰余金を含まない「資本金等」に限るのが公正といえる根拠は乏しい。むしろ、フローの所得割とは別にストックの利益剰余金を加えることによって、地方税における応能部分の比重を高め、税収のぶれを抑制する効果を期待できる。こうした意味から、法人事業税における外形標準課税の中の「資本割」の部分に利益剰余金を組み入れることによって、地方法人税における応能性の強化、税収の安定化に寄与しながら、全体として地方自治体の自主財源の増加を図り、地方行政における住民福祉の財源を充実させることが可能になる。これは企業がため込んだ留保利益の一部を直接、地方財源に再配分するものではないが、留保利益を外形標準課税の課税標準に組み入れることによって、間接的に地方財源を増加させる効果をもたらすものとなる。言ってみれば、留保利益の間接的な社会還元策である。

しかし、法人事業税において応能部分の比重を

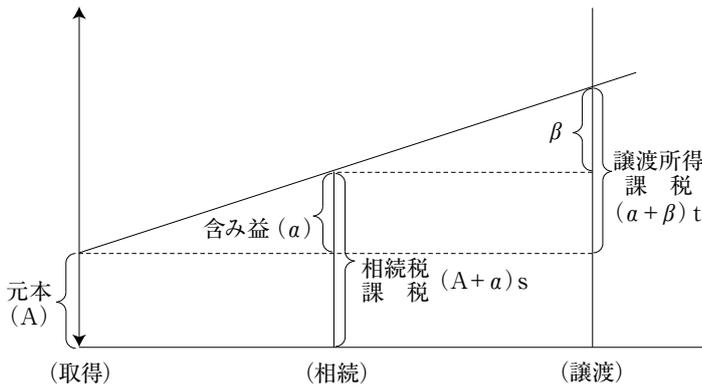
引きあげることは、地方税源を大都市部に偏在させるというジレンマを抱えるのも事実である。こうしたジレンマを避けるには、企業の留保利益をいったん国の一般財源に吸収し、国の予算をとおして、国と地方における福祉・教育等の施策に活用する道筋を考える必要がある。それにふさわしい方法は、やはり、留保利益税を国税として創設することである。

## 留保利益税は二重課税ではない

留保利益税は、これまでも政界の一部や論者の間から提唱されたことがあったが、その都度、各界から「二重課税にあたる」という批判を浴びて尻すぼみで終わった。過年度に法人税課税を経て蓄積された留保利益に課税するのは同じ所得に対する重複課税になるという議論である。

しかし、同一の納税主体の同一の税源に対して種々の税目を重ねて課税することを指して「二重課税」と言うのであれば、給与所得者が所得税を負担した後の可処分所得から課税消費支出をした場合に消費税を課すのは二重課税ということになるが、特段、負担調整が論議されたことはない。また、個人、法人の所得に対して国税として所得税、法人税が課税されるほかに個人、法人の所得や法人税を課税標準として地方税が課されるが、

図表5 相続税と譲渡所得税の関係の概念図



(注) 1. 篠原克岳「相続税と所得税の関係について—『生保年金二重課税事件』を素材とした考察—」  
『税務大学校論叢』2012年7月に掲載された【図7】にもとづいて作成。

これについても二重課税とみなされ、問題にされたことはない。

そもそも「二重課税」といっても多義的で不確定な概念であり<sup>(注2)</sup>、かりに二重課税に当たるとしても、明文上の定めがなければ、それを排除または調整しないと直ちに違法となるわけではない。また、判例上あるいは実務上、調整を要するか否かは立法裁量ないしは租税政策上の問題であるとみなされてきた<sup>(注3)</sup>。

では、留保利益税はいわれるように「二重」課税なのか？ かりにそうだとしたら、それが何故、問題なのか？ ここでは、二重課税か否かが問題になる事例として、しばしば議論されてきた相続税と所得税の関係をとり上げ、留保利益をめぐる二重課税問題を考える素材にしたい。

図表5で、値上がり益 $(a)$ を有する土地(元本 $A$ )が相続された時、この土地は時価で評価され、相続人は $s(A+a)$ に相当する相続税を負担する( $s$ =相続率)。その後、相続人がこの土地を $(A+a+\beta)$ で売却したとすると、 $(a+\beta)$ に譲渡所得税が課されることになり、結果的には値上がり益 $a$ について相続税と所得税の二重課税が生じるのではないかと指摘されてきた。

しかし、税務上では、従来から、相続税は相続による経済価値の移転に着目した課税であり、譲渡所得課税は資本利得(キャピタル・ゲイン)への課税であって、それぞれ別個の体系の税目であることから、二重課税には当たらないとみなさ

れ、何らの調整措置も採られてこなかった。ただし、譲渡所得課税に関しては、相続時には含み益 $a$ への課税は見合わせ、譲渡所得計算上の取得費は $A$ のままとして、後日、相

続人がそれを処分した時にその後の値上がり益 $\beta$ と併せて、 $(a+\beta)$ に譲渡所得税を課税することになっている(所得税法第60条第1項、第2項)。この意味で、 $a$ に対する資本利得課税が相続時と譲渡時に重複して課税されないよう調整措置が採られているとみることができる<sup>(注4)</sup>。

このように見てくると、相続税と譲渡所得税の「二重課税」問題には2つの側面があることがわかる。一つは、相続財産(ここでは土地)を時価ベースで課税する一方、相続後に相続人が当該財産を売却した時には特段の調整なしに、元本 $A$ を取得費として譲渡所得が課税されるという点である。これは一見、隣接する納税主体の同じ税源に対する二重課税のように思えるが、税務行政で問題にされないのは、別種の目的、税目で、異なる課税標準に着目して課税するものであって二重課税には当たらないとみなされているからであろう。

もう一つは、被相続人のもとで発生していた含み益を相続時には課税せず、相続人がそれを処分する時点まで繰り延べることにしている点である。これは隣接する納税主体の同一の税源に同時に複数の税目の課税をするのは相続人にとって過重な負担となるため、含み益への課税を実現時まで延期するのが趣旨だとみなされている<sup>(注5)</sup>。

では、これと対比した時、留保利益に対する課税はどのように判断されるのだろうか。筆者が提案する留保利益税とは、当期末留保利益 $(R^2)$ に対して税率 $t$ で課税をするものである。ここ

で、留保利益税の税源（課税標準たる留保利益の由来）を2期モデルで確かめると、前期から繰り越した留保利益（ $R^1$  - 配当等社外処分）に税引前当期純利益×（1 - 法人税実効税率）で得られる金額を加えたものである。これに税率  $t$  を乗じるのが留保利益税である。基礎控除などを想定しなければいたって簡単な仕組みである。

ここで留意したいのは、課税標準である当期末留保利益（ $R^2$ ）は法人税等を課された履歴のない非課税の利益の蓄積だということである。過年度に同じ税目の留保利益税が課されているが、それは前記の仕訳①で示したように、繰越留保利益が減額されるから重複課税が起こる余地はない。だから、相続税と譲渡所得税の関係以上に、二重課税の疑義が生じる余地はないのである。

それでも議論があるとすれば、たとえ過年度に非課税とされた部分とはいえ、留保利益に着目した課税を採用するのは、同一の税源に対する遡及課税に当たるのではないかという疑義かと思われる。そうすると、「二重課税」は外見上のことで、問題はむしろ、同一の税源に対して「遡及」課税をする根拠いかんとなる。筆者も留保利益税の議論で問われるべきは、この点だと考えてきた。留保利益を課税標準として同一の税源に遡及して課税する必要（税の大義）はあるのか——これこそ留保利益税をめぐる問題の核心なのである。

そこで、以下では、留保利益を課税標準とした税の創設を正当化できる根拠を検討したい。



## 留保利益税を提言する根拠

筆者が留保利益税の創設を提言する根拠は、留

保利益の中には企業の経営努力の結果というよりも、著しく不公正な社会的要因によって積み上がった部分が少なくないという点にある。ここで言う著しく不公正な社会的要因とは、前記のとおり、税引前利益要因と税率要因に分解できる。



### (1) 労働分配の著しい抑制

「税引前利益要因」の第1は、企業の内部留保の増加は給与の抑制、低賃金の非正規雇用の拡大など広い意味での労働分配を犠牲にしたものだという点である。

前掲の図表1を見ると、企業の経常利益は2010年度以降、右肩上がりで急上昇し、2017年度は1.9倍に達しているが、従業員給与も従業員数もほぼ横ばいか微増にとどまっている。結局、企業は増えた利益の多くを配当と内部留保に充てており、留保利益（利益剰余金）は2017年度には2010年度比で1.6倍になっている。

しかも、従業員数は微増したと言っても、多くは低賃金の非正規雇用である。総務省『労働力調査』（長期時系列表）によると、雇用労働者総数に占める非正規労働者の割合は2013年1月には35.3%だったが、2019年1月には38.3%へ上昇している。これを年齢階層別に見ると、25～34歳では24.3%、35～44歳では29.6%、45～54歳で32.4%、55～64歳で45.8%が非正規となっており、非正規雇用はいまや全世代に広がっている。

次に、図表6は雇用形態別所得階級別の雇用者数の推移を表したものである。これを見ると、正規・非正規いずれにおいても所得階級の分布に大きな変化はないが、両者の間の格差は歴然としている。正規職員・従業員ではどの時点を見ても、年間所得100万円未満の雇用者の割合は10%前後

図表6 雇用形態別所得別雇用者数の推移

正規の職員・従業員（千人）

年次	総数	100万円未満	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500～800万円	800万円以上
2002年	34,557	474 (1.4)	3,018 (8.7)	7,106 (20.6)	11,587 (33.5)	8,326 (24.1)	3,584 (10.4)
2007年	34,324	617 (1.8)	2,950 (8.6)	7,267 (21.2)	11,575 (33.7)	8,162 (23.8)	3,231 (9.4)
2012年	33,110	586 (1.8)	2,694 (8.1)	7,248 (21.9)	11,556 (34.9)	7,777 (23.5)	2,731 (8.2)
2017年	34,514	493 (1.4)	2,314 (6.7)	7,317 (21.2)	12,298 (35.6)	8,462 (24.5)	3,042 (8.8)

非正規の職員・従業員（千人）

年次	総数	50万円未満	50～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500万円以上
2002年	16,206	1,929 (11.9)	5,526 (34.1)	5,493 (33.9)	2,059 (12.7)	833 (5.1)	215 (1.3)
2007年	18,899	2,051 (10.9)	5,691 (30.1)	6,762 (35.8)	2,891 (15.3)	1,086 (5.7)	236 (1.2)
2012年	20,427	2,310 (11.3)	5,914 (29.0)	7,444 (36.4)	3,124 (15.3)	1,134 (5.6)	247 (1.2)
2017年	21,326	2,271 (10.6)	6,084 (28.5)	7,676 (36.0)	3,410 (16.0)	1,327 (6.2)	293 (1.4)

(注) 1. 総務省『就業構造基本調査』2018年、時系列統計表、第9表より作成。  
2. ( )内は総数に占める割合。

であるが、非正規の場合は40%に達している。逆に、年間所得500万円以上の職員・従業員の占める割合は正規では30%を超えているが、非正規では1%ほどしかない。そして、図表6を見ても、正規職員・従業員数は2002年から2017年の間に約4万人の減となっているが、非正規の職員・従業員数は512万人も増加している。このような低賃金の非正規雇用の拡大が労働分配の抑制をもたらし、留保利益の原資となる税引前当期純利益を底上げしたのである。

## (2) 低い企業の社会保険料負担

税引前利益要因の第2は、社会保険料の事業主負担の水準が低いという点である。企業における社会保険料の負担はしばしば労使折半と言われるが、図表7を見ると、中段の指数が示すように、2010年以降、被保険者拠出との対比で事業主負担が低くなる傾向が続き、その分、公費負担の比重が増える傾向が見られる。すなわち、非正規雇用の増加が事業主の社会保険料負担を軽減し、他の保険制度や加入者、国の財政へ負担の付け回しが

生じているのである。

かつて民主党政権は「社会保障と税の一体改革」を進める中で、正規／非正規就業者の待遇の格差解消を掲げ、社会保険の適用拡大を唱えた。しかし、当初370万人を新たな加入目標に掲げたが社会保険料の負担の増加を嫌った経済界の強い抵抗で、2012年4月の通常国会に提出した厚生年金法改正案では、加入条件が政府の当初案の月給7万8000円以上から8万8000円以上に引き上げられた結果、拡大対象見込み数は約45万人に激減した<sup>(注6)</sup>。

その後、2016年10月から①月額賃金8万8000円（年収103万円）はそのままにして、②週20時間以上、③勤務期間1年以上見込みを条件に、従業員501人以上の企業に短時間労働者へ被用者保険の適用が拡大され、2017年4月からは上記の条件の他に労使の合意を前提として従業員500人以下の企業で雇用される短時間労働者にも被用者保険が適用されることになった。

しかし、これでも、厚労省の調べでは、週20～30時間の短時間労働者のうち、新たに被用者保険の適用を受けるのは約75万人にとどまり、約

図表7 社会保障財源の項目別割合の推移

単位：億円

年 度	被保険者拠出	事業主拠出	公費負担	資産収入	その他	合 計
2000	266,560 (100) <29.9%>	283,077 (100) <31.8%>	250,710 (100) <28.2%>	64,976 (* ) <7.3%>	25,155 (* ) <2.8%>	890,477 (100) <100%>
2010	303,291 (113.8) <27.7%>	281,530 (99.5) <25.7%>	407,942 (162.7) <37.2%>	8,388 (* ) <0.8%>	95,672 (* ) <8.8%>	1,096,823 (123.2) <100%>
2011	310,700 (116.6) <26.8%>	290,629 (102.7) <25.1%>	434,966 (173.5) <37.7%>	35,529 (* ) <3.2%>	71,131 (* ) <7.3%>	1,157,149 (129.9) <100%>
2012	322,238 (120.9) <25.4%>	292,148 (103.7) <23.0%>	426,731 (170.2) <33.5%>	159,968 (* ) <12.6%>	71,131 (* ) <5.6%>	1,272,217 (142.9) <100%>
2013	331,665 (124.4) <26.1%>	298,266 (105.4) <23.5%>	434,204 (173.2) <33.9%>	158,045 (* ) <12.4%>	52,396 (* ) <4.1%>	1,274,578 (143.1) <100%>
2014	342,827 (128.6) <25.0%>	308,687 (109.0) <22.5%>	450,072 (179.6) <32.8%>	217,195 (* ) <15.8%>	53,687 (* ) <3.9%>	1,372,466 (154.1) <100%>
2015	353,727 (132.7) <28.7%>	315,514 (111.5) <25.6%>	461,379 (186.3) <37.4%>	20,571 (* ) <1.7%>	81,192 (* ) <6.6%>	1,238,084 (139.0) <100%>
2016	364,949 (136.9) <27.0%>	323,926 (114.4) <24.0%>	477,489 (190.5) <35.4%>	103,224 (* ) <10.8%>	79,597 (* ) <7.7%>	1,349,177 (151.5) <100%>

(注) 1. 上段は実額、( )内は1980年度を100とした時の指数、< >内は年度合計に対する実額の割合。  
 2. 「資産収入」「その他」は時系列の変動に意味がないので中段の数値は省略した。  
 3. 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費統計」より作成。

170万人は月額8万8000円という条件を満たさないために被用者保険の適用外のままとなる。また、これ以外に学生を除いても、約100万人が勤務期間1年未満のため適用除外となる<sup>(注7)</sup>。

しかも、独立行政法人労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」(2013年)によると、調査した2242の事業所のうち、53.9%が適用拡大された場合、雇用のあり方や管理を見直すと答えていた。そして、その見直しの内容としては「適用拡大要件にできるだけ該当しないよう、所定労働時間を短くした(または短くする予定)」(32.6%)、同じく「賃金設定や年収水準を見直した(または見直す予定)」と回答していた。

であれば、月額賃金要件や継続勤務時間要件を緩和して、非正規就業者への被用者保険の適用拡大を図ると同時に、企業による高い割合の非正規雇用が人件費総額の抑制を通じて税引前利益の底上げ、留保利益の増加をもたらした経緯に着目して、留保利益に薄く広い課税を創設し、その税収で例えば、低所得の非正規就業者を受け入れることにより、財政状況がひっ迫している市町村国民健康保険に対する財政支援を引き上げる措置に充てるなどの活用が考えられる。

**(3) 無益な法人税減税が出口のない留保利益を膨らませた**

第二次安倍政権が累次の法人税減税の大義とし

図表 8 わが国企業の海外生産比率の推移

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
法人税基本税率 (%)	30.0	30.0	25.5	25.5	25.5	23.9	23.4
海外生産比率							
（国内全法人ベース）	18.1	18.0	20.3	22.9	24.3	25.3	23.8
（海外進出企業ベース）	31.9	32.1	32.9	35.6	38.2	38.9	38.0
（輸送機械）	39.2	38.6	40.2	43.7	46.9	48.8	46.1

(注) 1. 経産省「海外事業活動基本調査概要」2016年度実績より作成。

て挙げたのは、①世界で最もビジネスのしやすい環境を整えることによってわが国の立地競争力を高める、②企業の設備投資の余力を高め、設備投資の拡大→雇用の拡大→個人消費の増大、という経済の好循環を実現する、ということだった。では、こうした大義は法人税減税ではたして達成されたのか？ まず、①について検証したい。

図表 8 は2010年度以降の法人税基本税率の推移、その期間中のわが国企業の海外生産比率の推移を示したものである。

これを見ると、第二次安倍政権のもとで法人税基本税率が連年、引き下げられてきたにもかかわらず、わが国企業の海外生産比率は全法人ベースでも、海外進出企業ベースでも、近年鈍化の傾向が見られるが、上昇し続けている。さらに、海外進出の主たる業種である自動車産業などからなる輸送機械では、第二次安倍政権成立以降、海外生産比率は下降ないしは鈍化するどころか、おおむね上昇し続けた。

こうしたデータを見る限り、法人税率の引き下げは国内企業の生産拠点の海外移転に歯止めをかける役割は果たさなかったと言ってよい。

では、法人税率の引き下げは海外企業の対日投資を促進する効果を上げたのだろうか？ この点を探る上で参考になるのは、海外企業が日本をビジネス拠点としてどう評価しているかの要因別分析である。経済産業省の委託を受けて、PwC あらた監査法人が2016年2月にまとめた『欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査報告書』によると、海外企業が日本のビジネス環境の「強み」として挙げた上位3つは、「市場の大きさ」、「整備されたインフラ」、「社会の安定性」など実体経済面でのメリットである。逆に「弱み」として挙

げた上位3つは「英語でのコミュニケーション」、「事業活動コスト」、「市場の成長性」だった。つまり、多くの海外企業が日本の「市場の成長性」、「ビジネス環境のインフラ」に高い関心を寄せているのに対して、税制（税率だけではなく）に対する関心は極めて低い（「強み」の13位）ことが分かる。

こうした実態を踏まえると、対日投資が増加したにせよ、しなかったにせよ、法人税率の引き下げはほとんど関与していないと言ってよい。

では、企業の設備投資の余力を高め、設備投資の拡大→雇用の拡大→個人消費の増大、という経済の好循環を実現させるという法人税減税の目的は達成されたか？ これについては、前掲の図表 1 をもとに検討し、否の答えをすでに出した。統計データから言えるのは、法人税減税は出口（有効な投資先）のない内部留保を膨らませただけだったということである。

そうであれば、労働分配の抑制と裏腹の関係で積み上がった企業の留保利益に課税し、過去の不合理な法人税減税によって失われた税収を取り戻して、社会保障等の財源に組み入れるのは税の正義に合う措置と言える。

加えて言えば、留保利益が積み上がった要因分析に照らせば、留保利益の一部を業績優良企業の企業内分配に充てて済ませるのではなく、税によって国庫に回収し、社会的再分配の財源として活用することこそ税の正義に合っている。



## むすび

低賃金の非正規雇用の拡大等による労働分配の著しい抑制を改善する一番の方法は、希望する労働者には男女の別なく正規雇用の道を広げること、所定内給与の引き上げを図ることである。

それと同時に、これまでの不公正な社会的要因によって膨らんだ企業の留保利益を留保利益税によって国の一般会計に回収し、社会に還元することも喫緊の課題である。

当面、かりに税率を1.5%、資本金1億円以上の企業を対象にする留保利益税を創設すると約5兆円のあらたな税収を見込める。

こうした留保利益税は、消費税10%への増税に代わる財源構想であると同時に、子育て・教育・介護等の財政需要の急騰に備える意味でも今や避けて通れない税制上の課題になっている。

- (注1) 瀬古雄祐「外形標準課税をめぐる論点」『調査と情報』(国立国会図書館)2016年2月、7ページ参照。
- (注2) 石村耕治「二重課税と何か—電子商取引全盛時代の“二重課税”の概念とは」『獨協法学』2014年8月、83ページ参照。
- (注3) 小島俊朗「相続税と所得税の二重課税問題について—大阪地裁平成27年4月14日判決を題材として—」『撰南法学』2017年2月、9ページ；古谷勇二「相続税と所得税の二重課税について—相続税と譲渡所得における二重課税を中心として—」『税務大学校論叢』2017年6月、172ページ参照。
- (注4) これについては、篠原克岳「相続税と所得税の関係について—『生保年金二重課税事件』を素材とした考察—」『税務大学校論叢』2012年7月、2～5ページ；古谷勇二、前掲論文、187ページ参照。
- (注5) 小島、前掲論文、11ページ。
- (注6) 醍醐聰『消費増税の大罪—会計学者が明かす財源の代案』2012年7月、柏書房、135～136ページ参照。
- (注7) 厚労省「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」2015年10月2日、参照。

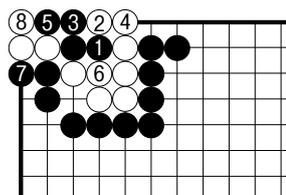
だいが さとし 東京大学名誉教授、専門は財務会計。NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ共同代表、森友・加計問題の幕引きを許さない市民の会共同代表、10月消費税10%ストップ！ネットワーク呼びかけ人など。

## 詰碁・詰将棋の解答と解説

### 詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1、3、5の捨石が好手で、白8の4子取りに黒9の後切りで石の下です。黒1で3の二路下にアテは白1でコウになり失敗です。



### 詰将棋の解答と解説

解答 ▲1三金△同玉▲1四角成△同玉▲2三銀△1三玉▲2五桂△同歩▲1四竜まで九手詰。

解説 初手▲1二角成は△3一玉と逃げられますと▲2一馬も△4一玉で詰みません。正解は▲1三金で△同桂は▲1四桂があります。△1三同玉には▲1四角成が好手で△同玉に▲2三銀がうまい追い方で△1三玉に▲2五桂で竜の活用を実現します。